

# 共同水源林造成特別対策事業の概要

## 1. 趣 旨

人口、産業等の集中している地域の上流域に存在する森林のもつ水源かん養機能の向上充実により、水供給効果の向上を図るため、当該水系の上下流域にある都道府県等が共同して水源林の造成整備を緊急かつ計画的に推進する措置を講じ、もって水需給の安定化に資そうとするものである。

## 2. 根拠法令等

- (1) 共同水源林造成特別対策事業実施要綱  
(昭和52年7月1日農林水産事務次官より知事あて)
- (2) 共同水源林造成特別対策事業実施要領  
(昭和52年7月1日林野庁長官より知事あて)

## 3. 内 容

水需要上重要な水系の上下流にある都道府県の知事が、当該水系の流域に係る民有林の造営整備を推進するため、当該水源林について概ね5年を一期とする計画を共同して作成する。

計画の作成・承認申請等の事務は共同水源林造成法人が存在する都道府県の知事が行い、当該事業の実施に必要な費用については上下流にある都道府県等が共同して費用を分担する。

また、計画の承認は農林水産大臣が行い、事業の実施は共同水源林造成法人が行う。

## 4. 事業実施主体

造林の事業を行うことを主たる目的として民法第34条の規定により設立され、かつ、地方公共団体が社団法人にあたっては総社員の表決権のい過半数を保有し、財団法人にあつては基本財産の額の過半を拠出している法人であつて、造成計画において水源林造成事業の実施主体として定められるものが実施する。(要綱第4)

林業公社が実施主体となっている団体(3公社)

滋賀県造林公社、びわ湖造林公社、木曾三川水源造成公社(岐阜県)

## 4. 計画事項

造成計画書には下記事項について掲載するよう定められている。

- (1) 水源林の区域および現況
- (2) 水源林の整備目標および効果に関する事項
- (3) 上記(2)の目標を達成するための造林・保育等の事項(水源林造成事業)の実施に関する事項
- (4) 水源林造成事業の実施主体に関する事項
- (5) 水源林造成事業の実施に係る費用負担に関する事項
- (6) 水源林造成事業の実施に必要な資金の調達等に関する事項
- (7) その他水源林造成事業に関し必要な事項

## 5. 優遇措置

### (1) 補助造林事業における高い諸掛率の適用（当初）

（昭和52年当初） 通常：16% 水源林計画対象地：27%

（現在） 通常の造林地に比べ2%アップ

森林整備法人等造林 10%～30%

共同水源林造成法人造林および市町村造林 12%～32%

諸掛率は、各事業団体における社会保険等（労災保険、雇用保険、健康保険、厚生年金、退職金共済、工事保険、自動車保険等）の加入実態により、毎年調査を行い率が決定される。

補助金の算出方法

事業量 × 県査定単価(諸掛費：16% 27%) × 補助率 = 補助金

### (2) 農林漁業金融公庫の貸付資金における高い融資率の適用

通常：90% 水源林計画対象地：100%

## 6. 計画の概要

第1期共同水源林造成計画（S52.7～S57.6）

第2期共同水源林造成計画（S57.7～S62.6）

第3期共同水源林造成計画（S62.7～H 4.6）

第4期共同水源林造成計画（H 4.7～H 9.6）

第5期共同水源林造成計画（H 9.4～H14.3）

第6期共同水源林造成計画（H14.4～H17.3）

## 7. 滋賀県における事業実施体系図

